

臨時代理報告第4号

文化財の指定について

本件は、下記の文化財について福岡市文化財保護条例第43条第1項の規定により文化財保護審議会から福岡市の文化財に指定することが妥当であるとの答申を得たため、同第4条第1項及び同第25条第1項の規定により指定を行うこととしたが、教育委員会を招集する暇がなかったため、福岡市教育委員会事務委任規則第5条第1項の規定により、令和2年3月17日次のように臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月26日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

文化財の指定について

福岡市文化財保護条例（昭和48年福岡市条例第33号）の規定により、次のものを福岡市指定有形文化財及び福岡市指定無形民俗文化財に指定する。

1 福岡市指定有形文化財

種別	指定名称	員数	所在地	所有者
考古資料	きしだいせきしゅつどひん 岸田遺跡出土品 (第1次調査)	79点	福岡市博多区井相田二丁目 1-94	福岡市

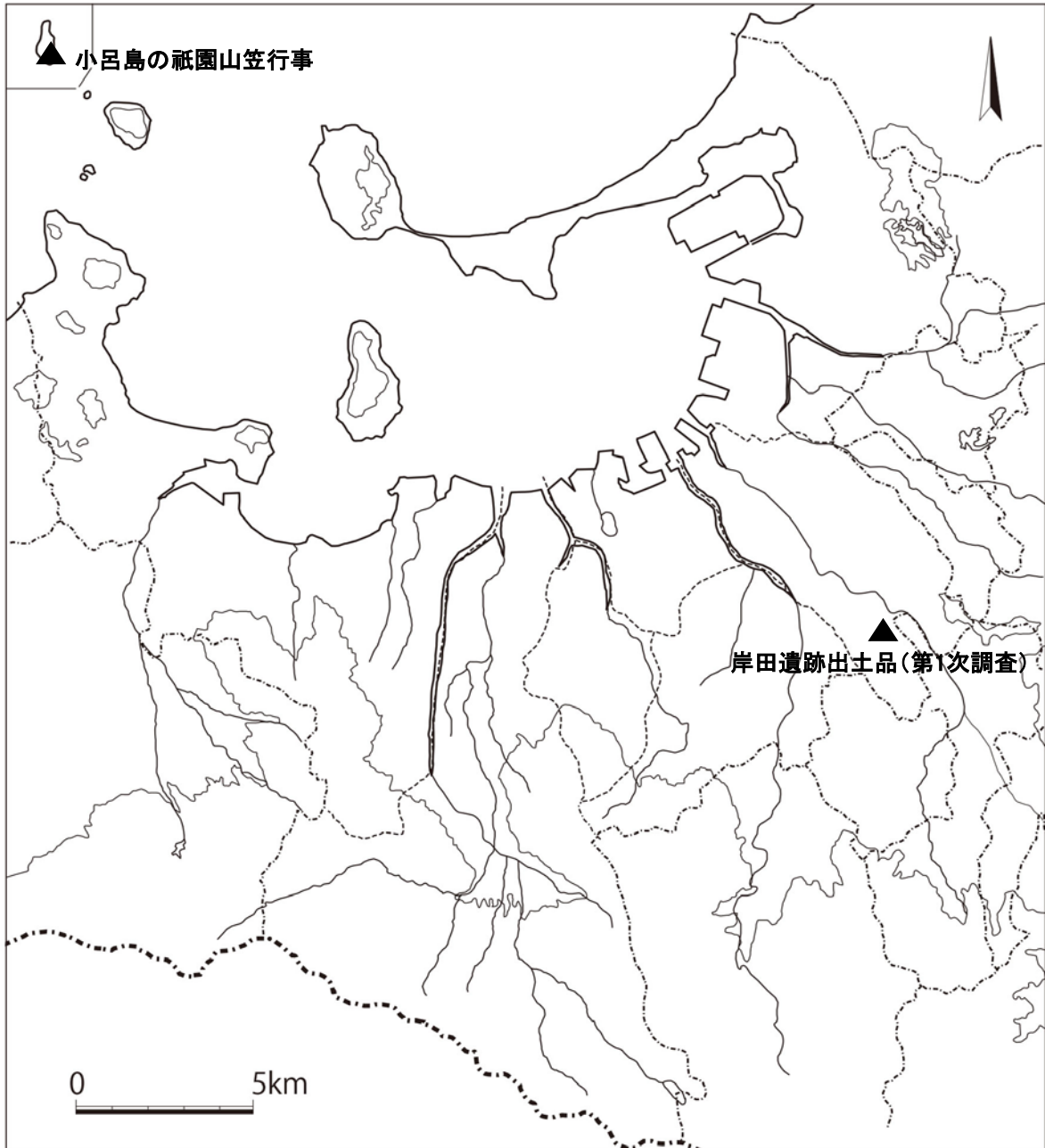
2 福岡市指定民俗文化財

種別	指定名称	員数	所在地	所有者
無形民俗	おろのしま ぎおんやまかさ 小呂島の祇園山笠 ぎょうじ 行事		福岡市西区小呂島10	小呂島の祇園山笠 行事保存会

指定文化財一覧及び位置図

指定▲

区分	種別	名称	員数	所在地	所有者・保護団体
有形文化財	考古資料	岸田遺跡出土品（第1次調査）	79点	福岡市博多区 井相田2-1-94	福岡市
民俗文化財	無形民俗文化財	小呂島の祇園山笠行事		福岡市西区 小呂島10	小呂島の祇園山笠行事保存会



指定文化財の概要

1. 岸田遺跡出土品（第1次調査） 79点

1. 概要

岸田遺跡は室見川中流西岸の早良区早良に所在し、扇形を呈する早良平野最南部の最も狭隘な要部に位置する(写真5)。土地改良事業に伴い2009(平成21)年から翌2010(平成22)年にかけて行われた第1次調査では、標高約50mを測る中位段丘で甕棺墓、木棺墓、土坑墓の計86基で構成される弥生時代前期末から後期初頭を主体とする墓地が確認された。この墓域は、南北方向に延びる尾根に沿って列墓の様相をなし、約20mの空闲地を挟み、南北2群(「北群」、「南群」)に分かれ、このうち、計6基(甕棺墓5基、木棺墓1基)に金属器の副葬が認められた(表1、写真1～4)。

K0443出土の鉄戈は、現在のところ、本市唯一の出土例である。K0471出土の中細形銅剣は、国産初期の段階の所産であり、生産開始時期を把握する上で、重要な例となる。K0473出土の十字形把頭飾は、列島最古かつ最大級の国産製品で、出現時期を知ることのできる極めて貴重な例である。また、出土状況から木製赤漆塗把に紐で結束された状態がうかがえ、使用形態や固定方法が判明することも価値を高めている。

早良平野における弥生時代の青銅器を副葬する埋葬遺跡の事例を表2、図1にまとめたが、遺跡の分布は、概ね2km程度のある一定距離を置いて占地しており、有力者が統率する集団が地理的なまとまりを単位として、複数が併存したことが窺える。

このうち、平野奥部の興味深い立地にある本遺跡は、中期初頭から中期後半の長期にわたる有力集団の墓地であり、かつ平野でも少数である青銅製武器を複数本埋葬する遺構を含んでいる。また同時に発掘調査された集落遺構とも併せてその歴史的評価は高い。

一方で、前半段階では吉武遺跡(高木)を頂点としながらも、後半段階では、糸島平野や福岡平野で認められるいわゆる「王墓」(複数の前漢鏡を一遺構に集中して副葬)が存在しない。

2. 指定理由

早良平野における弥生時代中期前半までの青銅武器副葬例の追加資料として貴重である。さらに中期後半に至っても本市唯一の出土である鉄戈を副葬するなど、長期におよぶ有力集団の存在を想定できる。また、岸田遺跡より南側の市域では、弥生時代の顕著な遺跡はこれまで発見されておらず、同平野における交通や文物交流の要衝としての重要な役割を担ったことも推測できる。本平野における社会構造や集団墓の形成を考察する上でも、貴重と言える。よって、これらの金属器を副葬した甕棺などを含めて指定し、保存や活用を図るものである。

表1 岸田遺跡出土品(第1次調査)指定一覧

遺構番号	点数	種別	時期	出土遺物	遺物番号 ※1	登録番号 ※2	法量	
SR0437	1	木棺墓	中期中頭	細形銅剣	1	308	43005	全長31.6cm, 剣身長29.5cm, 関幅3.2cm
K0443	3	甕棺墓	中期後半	鉄戈	1	376	43006	全長38.8cm, 関幅13.9cm
				甕棺(上)	1	374	40330	口径67.8cm, 器高109cm
				甕棺(下)	1	375	40331	口径69.2cm, 器高104.8cm
K0471	5	甕棺墓	中期中頭	中細型銅剣	1	421	43009	全長37.7cm, 剣身長35.1cm, 関幅3.5cm
				小壺	1	419	40370	口径10cm, 器高16.8cm
				小壺	1	420	40371	口径11.9cm, 器高14.7cm
				甕棺(上)	1	417	40368	口径68.6cm, 器高79.8cm
				甕棺(下)	1	418	40369	口径73cm, 器高98.4cm
K0473	5	甕棺墓	中期中頭	細形銅矛	1	425	43010	全長28.2cm, 関幅4.6cm
				細形銅剣	1	426	43011	全長35.2cm, 剣身長33.0cm, 関幅2.6cm
				青銅製十字形把頭飾	1	427	43012	高さ6.25cm, 幅7.48cm
				甕棺(上)	1	422	40372	口径65.2cm, 器高79cm
				甕棺(下)	1	423	40373	口径63.2cm, 器高80cm
K0482	61	甕棺墓	中期前半	細形銅矛	1	502	43013	全長40.0cm, 関幅4.3cm
				細形銅剣	1	503	43014	全長31.0cm, 剣身長28.5cm, 関幅3.0cm
				勾玉	3	445~447	41040~41042	長さ12.5~16.2mm, 幅10.1~10.5mm
				管玉	54	448~501	41043~41096	長さ2.11~7.35mm, 幅1.75~2.45mm
				甕棺(上)	1	443	40389	口径72.2cm, 器高83.6cm
				甕棺(下)	1	444	40390	口径71.2cm, 器高95.2cm
				細形銅矛	1	544	43015	全長24.2cm, 関幅4.2cm
K4916	4	甕棺墓	中期前半	細形銅剣	1	545	43016	全長33.6cm, 剣身長31.0cm, 関幅3.0cm
				甕棺(上甕+穿孔片)	1	539+543	40424+40428	口径63.2cm, 器高73.4cm
				甕棺(下)	1	540	40425	口径63cm, 器高72.6cm
員数	79							

※1 本報告書に掲載されている遺物

※2 本市埋蔵文化財センターにおける収蔵時の管理番号



写真1 墓地南群(上空東から)

写真2 岸田遺跡出土金属器

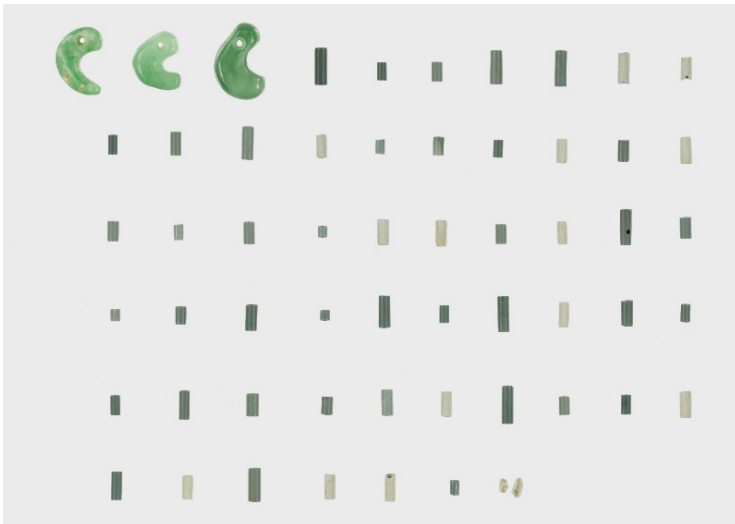


写真3 K0482 出土玉類



写真4 K0471 副葬小壺

表2 早良平野における弥生時代青銅器副葬埋葬遺跡一覧

遺跡名	(前期末～) 中期初頭	中期前半	中期中～後半	後期前半
岸田遺跡	銅劍・銅矛・把頭飾 ☆	銅劍・銅矛 ☆	鉄戈	
吉武遺跡 (高木・大石・樋渡)	銅劍・銅矛・銅戈・ 多鈕鏡 ☆		銅劍・鉄劍・鉄刀 前漢鏡・把頭飾 ★	鉄劍
東入部遺跡	銅劍	銅劍	鉄劍・鉄矛・鉄刀	
有田遺跡	銅戈		前漢鏡 ★	仿製鏡
飯倉遺跡	銅劍		鉄刀	
野方久保遺跡		銅劍・把頭飾		

☆ 一遺構青銅製武器複数埋葬遺構

★ 前漢鏡副葬遺構

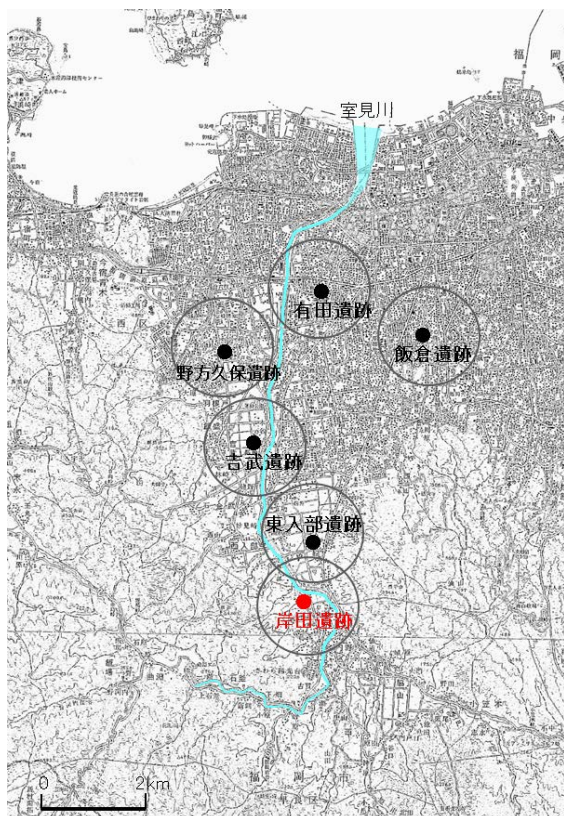


写真5 岸田遺跡(北から)

図1 早良平野における弥生時代青銅器副葬埋葬遺跡分布図

2. 小呂島の祇園山笠行事（小呂島の祇園山笠行事保存会）

1. 概要

小呂島の祇園山笠行事は、毎年7月15日に行われる。飾り山と舁き山を作り、集落の氏神である七社神社の祭礼として行われている。毎年、当屋が3軒ずつ定められ、当屋を中心に山笠の準備が行われる。小呂島は玄界灘に浮かぶ周囲3.3kmの島であり、福岡市西区に属する。人口は71世帯173人(令和元年7月末現在)である。

小呂島の祇園山笠行事は、6月下旬に福岡市西区宮浦まで御神体を受け取りに行くところから始まる。7月1日に棒洗い、8日に山笠の部材作り、11日に飾り作りが行われ、7月14日の朝から山笠作りが行われる（写真1）。夕方からは「お神酒の座」（写真2）、「棒がきの寄り合い」が行われる。7月15日早朝より、参加者たちは海岸にオシオイトリに行く。午前5時15分、当屋の叩く太鼓を合図に山笠が神社を出発する（写真3）。山笠は、海水で道を清める先導役に導かれながら、島内の6箇所ですまり、音頭が上げられる。そして、集落をほぼ1周した後に神社に戻る。夕方には宵山が行われ、山笠は神社に戻った後に、ただちに崩される（写真4）。山解きが終わった後、神社の広場では「山解きのお神酒の座」が行われる。

小呂島の祇園山笠行事の変容の様子については、資料等が限られているため、その様子を詳細に知ることはできないが、聞き取りや写真等から行事の変容の様子が一部明らかになる。現在、小呂島では据え山としての飾り山と舁き山の2種類が作られるが、かつては飾り山が担がれており、昭和37～39年の間に飾り山と舁き山の分化が生じたものと推測される。昭和40（1965）年以降、様々な変容が生じ、上半身裸で締め込み姿であった担ぎ手たちの姿は、現在のような法被、白い短パン姿へと変わった。また、現在の山笠は7月15日の午前5時15分に、当屋が打つ太鼓の合図で動き始めるが、これについても昭和40年以降に生じた変容であることがわかった。

2. 指定理由

北部九州には山笠が数多く分布しており、小呂島の山笠は形態などの点から博多系の山笠の1つと考えることができる。法被の着用や山笠出発時の太鼓の使用などは、明らかに博多の山笠を意識した変容であり、島における博多という土地への意識の存在がうかがえる。一方で、漁業を生業とする島らしく、山笠の飾りに昆布や魚など海に関する飾りが多用されている点や、舁き棒が3本である点は、小呂島の山笠の特徴と言える。また、年齢別に座が設けられ、島民の信仰を集める場所で山笠が止まり、祝い唄が歌われるという行事の形態には、元来からの島の習俗と島へ流入してきた山笠文化との習合の可能性が感じられる。

小呂島の祇園山笠行事は、北部九州に広く分布するハカタウツシの祇園山笠行事が離島の漁村において特色ある地域的展開を遂げた一事例といえ、本市の文化財に指定することにより、地域住民の手で長く継承保存されることが望まれる。



写真1) 山笠作り (7月14日)



写真2) お神酒の座 (7月14日)



写真3) 集落の中を行く山笠 (7月15日)



写真4) 山解き (7月15日)

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立南市民センター	福岡市南区塩原二丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号

太平ビルサービス株式会社

代表取締役会長兼社長 狩野 伸彌

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

福岡市教育委員会告示第5号

福岡市文化財保護条例第4条第1項及び第25条第1項の規定に基づき、福岡市指定有形文化財及び福岡市指定民俗文化財を次のように指定するので、同条例第4条第3項及び第25条第3項の規定により告示する。

令和2年3月23日

福岡市教育委員会

1 福岡市指定有形文化財

種 別	指 定 名 称	員数	所 在 地	所 有 者
考古資料	きしだいせきしゅつどひん 岸田遺跡出土品 だい じちようさ (第1次調査)	79点	福岡市博多区井相田二丁目1番94号(福岡市埋蔵文化財センター)	福岡市

2 福岡市指定民俗文化財

種 別	指 定 名 称	員数	所 在 地	所 有 者
無 形 民 俗	おろのしま ぎおんやまかさぎようじ 小呂島の祇園山笠行事		福岡市西区小呂島10番	小呂島の祇園山笠行事保存会

福岡市教育委員会告示第6号

福岡市文化財保護条例第35条第1項の規定に基づき、福岡市登録文化財を次のように登録するので、同条第3項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和2年3月23日

福岡市教育委員会